

十勝少年サッカー連盟顕彰規定

第1条 目的

この規定は本連盟会員及び役員として連盟発展に寄与し又は会員以外で当連盟発展に協力のあった個人及び団体を顕彰することを目的とする。

第2条 顕彰及びその方法

顕彰にあたっては感謝状を贈呈し、おおむね次の基準に基づき役員会の決定により行うものとする。

(1) 会員が役員として従事し、その年数に達した場合は顕彰する。

① 連続して役員を3期6年以上

② 通算して役員を4期8年以上

(2) 会員もしくは会員以外で顕著な功労があったと認められる個人及び団体に対して顕彰することができる。

第3条 顕彰の時期

顕彰は毎年1月1日現在の調査により定期総会の席上で行うものとする。

附則（施行期日）

1 この規約は平成13年4月21日から施行する。